

# マイカー通勤規程

令和4年11月15日付施行

株式会社 翔樹

# マイカー通勤規程

## (目的)

第1条 この規程は従業員が所有または占有し、通勤のために使用する車両の管理に関する事項を定め、従業員の通勤の安全を確保するとともに、交通安全を通して社会に貢献することを目的とする。

## (車両の定義)

第2条 この規程で車両とは、道路交通法に基づき運転免許を有して運転する従業員が所有または占有する車両をいう。

## (許可申請)

第3条 車両により通勤をしようとする者は「マイカー通勤許可申請書」「誓約書」を添え、会社に提出する。「運転記録証明書（5年間）」は会社で準備する。

2 車両による通勤を許可した者については運転者台帳を作成する。

(1) 運転者台帳には、最新の運転免許証に基づき、氏名・住所・運転免許証の種類を記載し、運転免許証のコピー及び運転記録証明書（5年間）を保管する。

(2) 運転を許可された者は、毎年、会社の指定日までに運転免許証のコピー及び運転記録証明書（5年間）を義務付け、証明書の内容を確認のうえ台帳に記載する。

3 許可の基準は次のとおりとする。

(1) 列車やバス等の公共交通機関の利用が著しく不便であるなど、マイカー通勤に合理性があること。

(2) 距離に関わらず会社よりマイカー通勤の許可を得ていること

(3) 上記以外で会社が特にマイカー通勤が必要と認めること。

## (駐車場所)

第4条 通勤に使用するマイカーは、会社が指定した駐車場所に駐車しなければならない。

## (業務使用の禁止)

第5条 通勤車両を会社の業務に使用することを一切禁止する。車両通勤者は出・退勤途上の立寄り程度であってもマイカーを使用してはならない。

## (通勤者の遵守事項)

第6条 マイカー通勤者は道路交通法を遵守し、常に安全運転を行うとともに、次のような場合は絶対に運転してはならない。

- (1) 飲酒した場合。
- (2) 心身の疲労により安全な運転が懸念される場合。
- (3) 車両整備が不備、不良の場合。

(自動車保険の提出)

第7条 通勤車両には次の自動車保険を提出し確認を受けなければならない。

- (1) 自動車検査証
- (2) 自動車賠償責任保険
- (3) 自動車保険（任意保険）
  - ①人保険金額 無制限
  - ②対物保険金額 無制限（望ましい）

2 前項の保険を提出する際に前項の(1)(2)(3)の写しを「マイカー通勤許可申請書」に添付しなければならない。

(禁止事項)

第8条 マイカー通勤車両には、会社の名称やマーク、ロゴ等の会社を示すものを一切表示してはならない。

(変更の通知)

第9条 マイカー通勤者は、次のような変更がある場合は、速やかに会社に通知しなければならない。

- (1) 買換え等により通勤車両の変更が生じた場合。
- (2) 通勤経路を変更した場合。
- (3) 自動車保険の内容に変更が生じた場合。
- (4) マイカーによる通勤を止める場合。
- (5) 自動車検査証の更新があった場合。

(事故報告)

第10条 通勤中に事故が発生した場合は、直ちに各所属課長に詳細を報告するものとする。

(事故処理)

第11条 マイカー通勤者が起こした事故については、会社は一切その責任を負わない。

(会社の求償権)

第12条 マイカー通勤者が事故を起こし、それによって会社が損害を受けたときは、会社は会社の受けた損害を本人に求償することができる。

(マイカー通勤許可の取消)

第13条 マイカー通勤者は次の場合、駐車場使用だけでなく、車両通勤承認も取り消されることがある。

- (1) 出勤途上の運転の安全が懸念され、かつ指定駐車位置への正しい駐車が再三の注意にもかかわらず守られない場合。
- (2) 飲酒運転など悪質な行為のあった場合。
- (3) この規程に違反した場合。

(付則)

この規程は、令和 4 年 11 月 15 日より実施する。